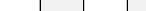
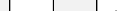
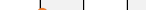
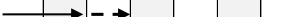


No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8
86	6 火葬場・墓地	火葬場	村上火葬場無相院	S57			○	○	⑫検討 ↓ ②拠点化	令和6年4月に村上市火葬場整備基本構想を策定。市内3火葬場を村上火葬場に集約し、新施設を建設する。建設に当たり、令和6年度サウンディング型市場調査を実施し、その調査結果を受けて事業の方向性を決定する。	指定管理							
											庁内検討委員会							
											作業部会による調査、検討							
											火葬場整備基本構想策定							
											拠点化方針決定							
											サウンディング型市場調査							
87	6 火葬場・墓地	火葬場	荒川火葬場普照園	S50			○	○	⑫検討 ↓ ②拠点化	令和6年4月に村上市火葬場整備基本構想を策定。市内3火葬場を村上火葬場に集約し、新施設を建設する。新施設供用開始後、廃止する。	指定管理							
											庁内検討委員会							
											作業部会による調査、検討							
											火葬場整備基本構想策定							
											拠点化方針決定							

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8
88	6 火葬場・墓地	火葬場	山北火葬場	H1			○	○	⑫検討 ↓ ②拠点化	令和6年4月に村上市火葬場整備基本構想を策定。市内3火葬場を村上火葬場に集約し、新施設を建設する。交通事情を考慮し、高速道路が延伸されるまでの間は、現状を維持しながら継続して運営する。ただし、新施設が供用開始された後、大規模修繕が必要となる場合は、廃止を検討する。	指定管理							
											庁内検討委員会							
											作業部会による調査、検討							
											火葬場整備基本構想策定							
											拠点化方針決定							
		火葬場の数	3															

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8
89	6 火葬場・墓地	墓地	松喜和霊園	H12					③現状維持									
90	6 火葬場・墓地	墓地	府屋墓地	S56					③現状維持									
91	6 火葬場・墓地	墓地	羽黒町墓地	S34					③現状維持 ↓ ⑫検討	松喜和霊園、府屋墓地との整合を図るため、 永代使用料の徴収を検討する。	永代使用料の検討							
											方針決定							
92	6 火葬場・墓地	墓地	岩船上町墓地	S34					③現状維持 ↓ ⑫検討	松喜和霊園、府屋墓地との整合を図るため、 永代使用料の徴収を検討する。	永代使用料の検討							
											方針決定							
93	6 火葬場・墓地	墓地	岩船新田町墓地	S34					③現状維持 ↓ ⑫検討	松喜和霊園、府屋墓地との整合を図るため、 永代使用料の徴収を検討する。	永代使用料の検討							
											方針決定							
94	6 火葬場・墓地	墓地	岩船三日市墓地	S34					③現状維持 ↓ ⑫検討	松喜和霊園、府屋墓地との整合を図るため、 永代使用料の徴収を検討する。	永代使用料の検討							
											方針決定							
		墓地の数	6															

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。